平成２９年（フ）第３１０号
千葉県八街市東吉田581番地12　小松崎ハイツ　101、前住所千葉県八街市東吉田227番地128
債務者　小林　儀臣
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３１２号
千葉県八街市泉台２丁目17番地17
債務者　土屋　大介
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３１４号
千葉県富里市御料420番地34
債務者　水野　順子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３２６号
千葉県印旛郡栄町安食台４丁目17番８号
債務者　井上　　喬
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３３５号
千葉県成田市新田211番地52
債務者　山本　雅美
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４２１号
相模原市中央区相模原５丁目９番１号　安平ビル303
債務者　太田　麻里
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４２５号
相模原市中央区高根１丁目２番７号　サンシティ５　201号
債務者　神藏　結佳
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４３７号
相模原市中央区宮下本町１丁目３番５号（三枝方）
債務者　小野田敬二
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４４７号
相模原市南区相模台４丁目13番16号　メリーパレスⅠ―202
債務者　鈴木　正子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４４９号
神奈川県座間市相模が丘１丁目18番39―102号　メゾンカメリヤ
債務者　林田　弘美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４５９号
相模原市中央区相生１丁目２番７号　ＭＧ・ＥＩＮ201
債務者　田制　恵理
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４６０号
相模原市中央区相生１丁目２番７号　ＭＧ・ＥＩＮ201
債務者　田制由利子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４９６号
相模原市中央区光が丘２―12―８　シティハイム光が丘101、住民票上の住所相模原市中央区陽光台２丁目２番４号　サンハイツ陽光台パート５―301号室
債務者　芳賀　紀行
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１００号
三重県伊勢市小俣町湯田456番地２　ミルキーウェイＢ　105号室
債務者　マルケザニ金城ヨシコこと　ＫＡＮＡＳＨＩＲＯ　ＭＡＲＱＵＥＳＡＮＩ　ＹＯＳＩＫＯ
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第６０８号
北九州市小倉北区神岳２丁目４番２―403号
債務者　川崎　　昭
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６３４号
北九州市八幡西区三ケ森２丁目１番１―205号
債務者　西山　晶子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６３７号
北九州市八幡西区三ケ森３丁目10番23―201号
債務者　東　　君久
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部